

建築関係 法令集

法令編

平成29年版 訂正

【ダウンロード版】

- ①当社法令集（法令編）p.111、建築基準法第94条第1項に誤りがありましたので、深くお詫び申し上げます、訂正いたします。
- ②官報は、基本的に漢数字表記ですが、訂正表は法令集と同様、号数を除き算用数字に変換しています。内容の正確性については万全を期していますが、官報で記載された内容と異なる場合は、官報の記述が優先します。

【注意事項】試験会場への持ち込みについて

■本訂正ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 訂正内容を、法令集本体に書き込まれますと、「認められない書き込み」となりますので、決して書き込まないでください。
- 訂正を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の訂正をお取り寄せ頂き、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡ください。

ればならない。㉒㉓㉔

●規則11条の4(書類の閲覧等)→396

第93条の3(国土交通省令への委任) ㉒

この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく許可その他の処分に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。㉒㉓

第94条(不服申立て)

建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第4条第一号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあっては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第6条第1項(第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては第18条の2第1項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為に係る市町村の長に対してすることもできる。㉒㉓㉔㉕㉖㉗

- 2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)から1月以内に、裁決をしなければならない。㉒㉓㉔
- 3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構

造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。㉒㉓㉔㉕㉖

- 4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。㉓

第95条

建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

㉒㉓

第96条(削除) ㉓

第97条(権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。㉒

第97条の2(市町村の建築主事等の特例)

第4条第1項の市以外の市又は町村においては、同条第2項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。㉒㉓

●令148条1項(特例)→274

- 2 第4条第3項及び第4項の規定は、前項の市町村が同項の規定により建築主事を置く場合に準用する。㉒㉓
- 3 第1項の規定により建築主事を置く市町村は、同項の規定により建築主事が行うこととなる事務に関する限り、この法律の規定の適用については、第4条第5項に規定する建築主事を置く市町村とみなす。この場合において、第78条第1項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。㉒㉓㉔
- 4 この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限

ればならない。㉒㉓㉔

●規則11条の4(書類の閲覧等)→396

第93条の3(国土交通省令への委任) ㉑

この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく許可その他の処分に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。㉑㉒

第94条(不服申立て)

建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第4条第一号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあっては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第6条第1項(第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては第18条の2第1項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為庁が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあっては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。㉑㉒㉓㉔㉕㉖

- 2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)から1月以内に、裁決をしなければならない。㉑㉒㉓
- 3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該

審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。㉑㉒㉓㉔㉕

- 4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。㉑

第95条

建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。㉑㉒

第96条(削除) ㉑

第97条(権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。㉑

第97条の2(市町村の建築主事等の特例)

第4条第1項の市以外の市又は町村においては、同条第2項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。㉑㉒

●令148条1項(特例)→274

- 2 第4条第3項及び第4項の規定は、前項の市町村が同項の規定により建築主事を置く場合に準用する。㉑㉒
- 3 第1項の規定により建築主事を置く市町村は、同項の規定により建築主事が行うこととなる事務に関する限り、この法律の規定の適用については、第4条第5項に規定する建築主事を置く市町村とみなす。この場合において、第78条第1項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。㉑㉒㉓
- 4 この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限

平成 29 年版
建築関係法令集【法令編】訂正 【ダウンロード版】

平成 29 年 3 月 7 日 発行 非売品

編集 総合資格学院 **編集責任者**：福田年則
中川和之 / 福島正信

発行 株式会社 総合資格

発行人 岸 隆司

〒163-0557 東京都新宿区西新宿 1-26-2

電話 (03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)

(03) 3340-6714 (販売・プレゼントに関する問い合わせ先)

URL <http://www.shikaku.co.jp/>

※本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。